山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、就農希望者の円滑な就農を促進するため、一般社団法人山梨県農業会議(以下「県農業会議」という。)が行う新規就農相談者が必要とする情報の収集やその提供等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)及び農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助区分及び補助対象経費、補助率は別表に定めるとおりと する。

(補助金の交付申請等)

第3条 県農業会議は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 1号)により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決 定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により県農業会議に通知するものとする。
- 2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の 円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合、県農業会議は知事の指導、助 言を受けた上で、交付決定前着手届(国実施要綱 別紙様式第11号)を知事に提出しなけれ ばならない。

(補助金の交付条件)

- 第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 県農業会議は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、財産管理台帳(様式第5号)を整備し、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、県農業会議 に対し、概算払いにより交付することができる。 2 前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

- 第7条 県農業会議は、補助金の交付決定があった年度の各四半期(第4四半期を除く。) の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第8号)を作成し、当該四半期の最終月 の翌月15日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、県農業会議の長に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 県農業会議は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日 までに、実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、県農業会議に通知するものとする。

(処分の制限)

- 第10条 県農業会議は、本補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産(以下、「取得財産等」という。)については、知事が別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (1) 1件当たりの取得価格が5万円以上の備品
 - (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの
- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)を勘案し、補助金交付決定書に示すものとする。
- 3 県農業会議は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算 して5年間、整理保管しておかなければならない。ただし、取得財産等については、財産 処分期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県農業会議が行う 新規就農相談事業			
	国実施要綱別記2の別 表に定める経費	定額	1 事業費において、30% 以内の増額の場合
			2 事業費又は県補助金の3 0%以内の減額の場合
2 就農希望者に対する就農相談			3 補助区分の相互間において、いずれか低い額の3 0%以内の増減の場合
3 雇用就農者に対す る相談活動、研修会 の開催等			4 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交 付決定を受けた補助金の増 額を伴わない場合
る相談活動、研修会			支障をきたさない事業まの細部の変更であって、 付決定を受けた補助金の

留意事項

- 1 人件費の算定等にあっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について (平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に従うも のとする。
- 2 賃金、人件費及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更は不可とする。

番 号 年 月 日

山梨県知事 殿

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付申請書

平成〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第3条の規定により補助金交付を申請します。

1 補助金交付申請額

円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実施計画書(別紙1)
 - (2) 国実施要綱別記2第2により作成した都道府県新規就農相談事業実施計画書
 - (3) 知事が必要と認めるもの

(別紙1 事業実施計画書)

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	活動内容	日数、時期、 人数等	備考
1 就農情報の収集及び発信			
2 就農希望者に対する就農 相談			
3 雇用就農者に対する相談 活動、研修会の開催等			

3 経費の配分及び負担区分

	総事業費 (A) + (B)	負 担	区 分	
区分		県補助金 (A)	その他 (B)	備 考
1 就農情報の収集及び発信				
2 就農希望者に対する就農相談				
3 雇用就農者に対する相談活動、 研修会の開催等				
合 計				

- (注1) 「区分」の欄については、別表の補助対象経費の欄から該当する補助対象経費名を記入すること。
- (注2) 備考欄には、経費の積算根拠を記入すること。

4 収支予算(決算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	
L 7	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	ин 3
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度予算額)	比較	備	考	
E 7/	本年度予算額 (本年度精算額)		増	減	VĦ	<i>~</i> ¬
1 就農情報の収集及び発信	円	円	円	円		
2 就農希望者に対する就農相談						
3 雇用就農者に対する相談活動、 研修会の開催等						
合 計				_		

(注1) 「区分」の欄については、別表の補助対象経費の欄から該当する補助対象経費名を記入すること。

5 事業完了(予定)年月日 年 月 日

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 殿

山梨県知事

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金については、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第4条により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載どおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

 補助事業に要する経費
 金
 円

 補助金の額
 金
 円

3 山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第10条に定める財産処分制限期間は次のとおりとする。

・○○・△△○○年

- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
- (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (ア) 事業費において、30%以内の増額の場合
 - (イ) 事業費又は県補助金の30%以内の減額の場合
 - (ウ) 補助区分の相互間において、いずれか低い額の30%以内を増減する場合
 - (エ)補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (5) (4) により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、様式第6号により農林水産省の機関又は山梨県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (6) 当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる取得財産等については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1)次のいずれかに該当するときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。 ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2)補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4)補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又 は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を 記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号 年 月 日

山梨県知事 殿

一般社団法人 山梨県農業会議会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金について、次のとおり変更したいので、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第5条の(1)の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書 (様式第1号の別紙1に準ずる)
 - (2) 国実施要綱別記2第2により作成した都道府県新規就農相談事業実施計画の 変更承認に添付した事業実施計画書
 - (3) 知事が必要と認めるもの

(注)

- 1 添付書類(1)事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

番 号 年 月 日

山梨県知事 殿

一般社団法人 山梨県農業会議会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金中止(廃止)承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、同補助金交付要綱第5条の(2)の規定により申請します。

- 中止(廃止)の理由
 (できるだけ具体的に記入すること)
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

(様式第5号)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年	○○年度	補助金名									
財産の内容			経費の配分		処分制限期間		処分の状況				
		取得日	事業費	負担	負担区分		処分制限	承認	/ / / /	摘要	
				尹耒貸	県費	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
財産の名称、設置		文量 等 ご記入する									

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 号 年 月 日

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 殿

> 所 在 地 商号又は名称 代表者の役職及び氏名 印

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は山梨県から○○契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申 し立てません。

- (注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること
- (注2) この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方 支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- (注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金概算払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金について、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額

円

2 内訳

補助金 交付決定額①	既概算交付額②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額	備考
円	円	円	円	

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店・支店(支店名)

預金種別 当座・普通

口座名義

口座番号 No.

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備事業遂行状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった山梨県新規就農相談等支援体制整備事業の遂行状況について、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第7条により次のとおり報告します。

1 事業遂行状況(第 四半期末現在)

区分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	事業費残高	備考
	円	円	円	円	

- ※「区分」欄については、別表の補助区分から記入すること。
- ※「出来高事業費」の欄については、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業完了予定年月日 年 月 日

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 (印)

平成○○年度山梨県新規就農相談等支援体制整備事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金について、次のとおり事業を完了したので、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助金の額

円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書(様式第1号の別紙1に準ずる)
 - ※ 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - (2) 国実施要綱別記2第2により作成する都道府県新規就農相談事業実績報告書
 - (2) 知事が必要と認めるもの
- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - 2 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを 添付すること。

一般社団法人 山梨県農業会議 会 長 氏 名 (印)

平成〇〇年度山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金財産処分承認申請書

平成○○年度○○事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県新規就農相談等支援体制整備費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

財産管理台帳 その他知事が必要と認める書類